

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の概要

1. 趣旨

- 新学習指導要領の本格実施や、いじめ等の学校教育上の課題に適切に対応ができるよう、35人以下学級について、公立小学校第1学年の学級編制の標準を見直す。また、市町村教育委員会が地域や学校の実情に応じ、学級を柔軟に編制することができるよう、都道府県教育委員会の関与を見直す。

2. 概要

(1) 35人以下学級の推進

- 小学校1年生の学級編制の標準を現行の40人から35人に引き下げる。[義務標準法第3条関係]

学級編制の標準: 40人



小学校1年生: 35人

- 政府は、学級編制の標準を順次改定すること等について検討を行い、その結果に基づき、法制上その他の必要な措置を講ずることとし、当該措置を講ずるに当たっては、これに必要な安定した財源の確保に努める。[改正法附則第2項・第3項関係]

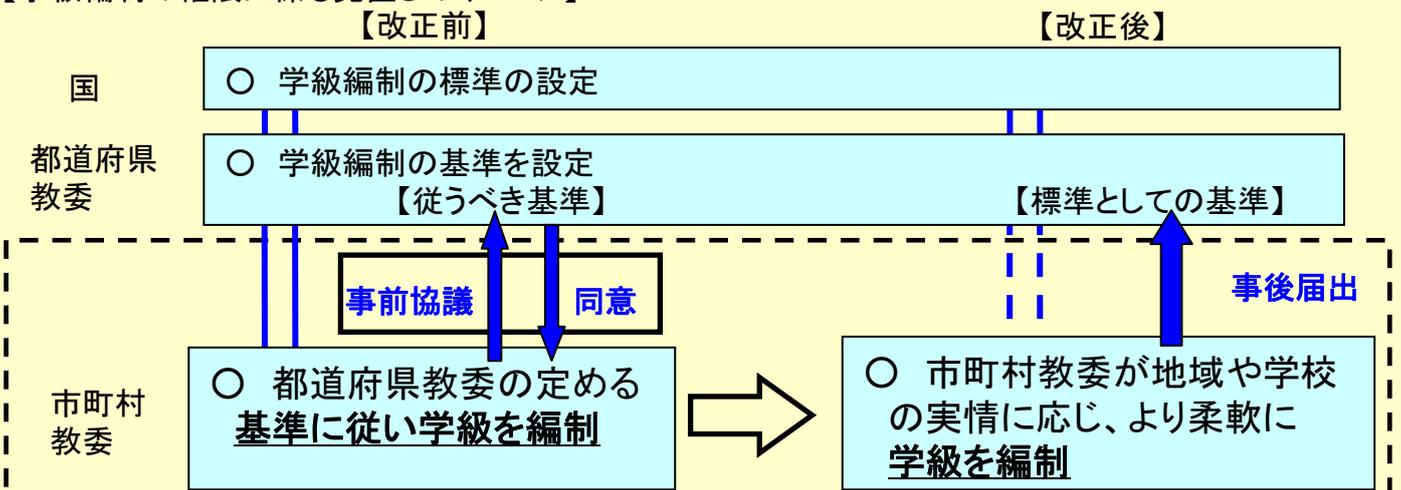
(参考)

第1次 34~38年度	第2次 39~43年度	第3次 44~48年度	第4次 49~53年度	第5次 55~3年度	第6次 5~12年度	第7次 13~17年度
50人	45人	—————>		40人	—————>	

(2) 市町村が地域や学校の実情に応じ、柔軟に学級を編制できるような仕組みの構築

- 市町村教育委員会が地域や学校の実情に応じ、学級を編制する際：
 - 都道府県教育委員会が定める学級規模の「基準」について、市町村教育委員会が「従うべき」とされている拘束性を緩め、「標準」としての基準とするとともに、学級編制を行うに当たり、当該学校の児童又は生徒の実態を考慮することを明記。[義務標準法第4条関係]
 - 市町村教育委員会が都道府県教育委員会に協議し、その同意が必要な仕組みを改め、事後届出とする。[義務標準法第5条関係]

【学級編制の権限に係る見直しのイメージ】



- 学級編制に関する市町村教委の主体性を教員定数配分の観点からも担保
 - 都道府県教委が県費負担教職員の市町村別の学校の種類ごとの定数を定める場合の勘案事項として、「当該市町村における児童又は生徒の実態、当該市町村が設置する学校の学級編制に係る事情等」を明記[地教行法第41条関係]
 - 都道府県教委に対し、市町村教委の意見を十分に尊重することを義務付け[地教行法第41条関係]

※国は学級編制の標準を基礎とした教職員定数(標準定数)について国庫負担
 ※都道府県は教職員の給与費を負担し、その定数を決定(県費負担教職員)



変更なし

(3)教職員定数に関する加配事由の追加等〔義務標準第7条及び第15条関係〕

- ① 教職員定数の加配措置に係る数については、公立の義務教育諸学校の校長及び当該学校を設置する地方公共団体の教育委員会の意向を踏まえ、必要かつ十分なものとなるよう努める。
- ② 加配事由を拡大し、以下を明記
 - ・小学校において専門的な知識又は技能に係る教科等に関し専門的な指導が行われる場合
 - ・障害のある児童生徒に対する特別の指導が行われていることその他障害のある児童生徒に対する指導体制の整備を行うことについて特別の配慮を必要とする事情

(4)その他

- ① 公立の義務教育諸学校の学級編制並びに教職員の任免等及び定数の在り方について検討。〔改正法附則第4項関係〕
- ② 市町村教委が公立の義務教育諸学校の学級編制を行うに当たり、当該学校の児童又は生徒の実態を考慮して、この法律による改正後の小学校1年生の学級に係る1学級の児童数に関して都道府県の教育委員会が定めた基準によらないこととした特段の事情がある場合には、都道府県の教育委員会は、教職員定数に関し、教育上特別の配慮をすることができる。〔改正法附則第5項関係〕
- ③ 東北地方太平洋沖地震により被害を受けた地域の学校及び被災児童又は生徒の転学先の学校において、被災児童又は生徒の学習支援や心のケアを行うため、国及び都道府県教育委員会は、教職員定数に関する特別の措置を講ずる。〔改正法附則第6項関係〕

3. 施行期日

公布の日。ただし、2(2)に関する規定は平成24年4月1日。

【参考】学級編制の標準に係る法的効果

＜学級編制の標準＞
小1 : 35人
小2～中3 : 40人
(義務標準法第3条)

学級編制

国の標準に基づき都道府県教委が基準を設定(義務標準法第3条)

都道府県教委の基準を標準として市町村教委が児童生徒の実態を考慮して学級を編制(義務標準法第4条)

法的効力を有する学級規模に関する基準

教職員定数

都道府県教委の定める学級編制基準による学級数に基づき、当該都道府県の教職員定数の標準を算定。これに基づき、都道府県が県費負担教職員の定数(都道府県ごとの総数)を決定(義務標準法第6条、地教行法第41条)

都道府県教委が市町村における児童生徒の実態や市町村立学校の学級編制に係る事情等を勘案して、市町村別の学校の種類毎の定数を決定。この場合、都道府県教委は市町村教委の意見を十分に尊重。(地教行法第41条)

給与負担

都道府県の定数に基づき配置される教職員の給与を当該都道府県が負担(市町村立学校職員給与負担法第1条)

国庫負担

国の学級編制の標準に基づく教職員定数の給与の1/3を国が負担(残りの2/3は地方交付税措置)(義務教育費国庫負担法)

義務教育費国庫負担金の算定基準としての性格

文部科学大臣談話

本日、小学校1年生の学級編制の標準を35人に引き下げ、35人以下学級を推進すること等を内容とする「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」が成立しました。

昭和55年に40人学級のための法律改正が行われてから、学級規模を縮小する法律改正は30年ぶりとなります。

今回の法改正は、教員が子ども一人ひとりと向き合う時間を確保し、きめ細かで質の高い教育を実現することが必要であるため、35人以下学級を推進するとともに、市町村が地域や学校の実情に応じて柔軟に学級を編制できる仕組みの構築を目指すものであります。

国会における審議の過程では、①教職員定数の加配事由として、小学校における教科専門的な指導が行われる場合や障害のある児童生徒に対する特別な指導等が行われている場合について明記すること、②教職員定数の決定に当たって市町村の学級編制等に配慮すること、③学級編制の標準の順次改定等の措置を講ずるために必要な安定した財源の確保に努めること、④東日本大震災に係る教職員定数の特別の措置を講ずることなどの修正が加えられ、衆議院・参議院ともに全会一致で本改正が行われたことは大変意義深いものと考えています。

今後、文部科学省としては、法律の趣旨・内容の広報・周知に努めるとともに、小学校2年生以上の学級編制の標準の改定や教職員配置について引き続き検討を進めて参ります。

また、国会における修正によって法律に明記されたように、東日本大震災による被災児童生徒への心のケアや学習支援等をしっかりと行うため、被災県や避難した児童生徒を受け入れた都道府県に対する教職員定数の措置を、補正予算の編成を待たず迅速かつ的確に行うことが必要であります。現在、関係の教育委員会と密に連絡をとりながら教職員の配置状況や加配要望の把握に努めているところであり、要望内容が具体化した教育委員会について、その要望を踏まえ、4月中にも加配定数の追加内示を行うとともに、その後も状況を随時把握しつつ、被災した児童生徒の教育支援のため万全の措置を講じたいと考えています。

本改正が円滑に実施され我が国の義務教育の水準向上が図られるよう、教育関係者・保護者をはじめ、国民各界各層の皆様の一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

平成23年4月15日

文部科学大臣 高木 義明